（保証に関する事項）

第七条　第三条第三号に掲げる者の特定資金に係る債務（前条第一項第四号に定めるところにより行う特定資金の貸付け等に係るものを除く。）の保証については、当該保証債務を履行する際に公庫からの信用供与を受けて行うとしたものを対象に、当該債務者の委託を受けて行うものとする。

（特定資金の貸付け等の限度額等）

第八条　特定資金の貸付け等の限度額については、第三条第三号（第六条第一項第四号イに規定するところにより、損害担保取引の対象となる中堅企業を除く。）から第六号までに掲げる者を対象とする事案については適用されないものとする。

2　株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令（平成二十年財務省・農林水産省・経済産業省令第二号）第二条第三項に規定する主務大臣が別に定める場合とは、第三条第三号、第五号及び第六号に掲げる者に対して特定資金の貸付け等を行う場合とする。

（指定金融機関に対する資金の貸付けの条件に関する事項）

第九条　法第十五条の規定に基づく、危機対応円滑化業務実施方針（以下「実施方針」という。）第五条第四号ロにおける主務大臣が特に必要と認める場合とは、コミットメント・ライン契約に基づいて行う貸付け及び債務保証契約に基づいて行う保証履行に必要な場合とする。

2　実施方針第五条第七号における主務大臣が特に必要と認める場合とは、コミットメント・ライン契約に基づいて行う貸付けに必要な場合とする。

（危機対応業務の実施状況に関する報告）

第十条　指定金融機関は、毎月の危機対応業務の実施状況について、次に掲げる事項を、遅滞なく、公庫を通じて主務大臣に報告するものとする。

一　第三条第一号及び第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

二　第三条第三号及び第五号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の事項

ハ　コミットメント・ライン契約の総額、件数その他の事項

ニ　保証の総額、件数その他の事項

ホ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

三　第三条第四号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

四　第三条第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　短期社債の取得の総額、件数、取得金利の下限その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった短期社債の取得の総額、件数その他の事項

（共通事項）

第十一条　危機対応業務の実施は、主務大臣から指示を受けた指定金融機関に限り行うものとする。

（改訂）

第十二条　主務大臣は、国際的な金融秩序の混乱の収束の状況、企業の業況又は資金繰りの改善の状況等を踏まえ、この定めに係る危機対応業務の実施期間、対象、条件等について、改訂するものとする。

○文化庁告示第十四号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第七十八条第二項の規定に基づき、著作者の実名登録を次のとおり告示する。

平成二十一年七月九日

文化庁長官　青木　保

登録番号	著作者の実名	登録年月日	公表年月日	著作物の種類	著作物の題号
第二三一号の二	Ｇｉｇｒｅｅ	平成二十一年一月六日	平成二十一年一月四日	絵画の著作物	「未来設計」表

右登録の原因

この著作物は、平成二十年十一月四日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

日下部勝　神奈川県川崎市高津区蟹ヶ谷四九―一　ニューウェルテラス池の里七〇七

登録番号	著作者の実名	登録年月日	公表年月日	著作物の種類	著作物の題号
第二三二、二三三号の二	「未来設計」表	平成二十一年二月二十六日	平成二十年十一月二十三日	編集著作物	「未来設計」表

右登録の原因

この著作物は、平成二十年十一月二十三日に高野真理子の変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

原澤千恵子　茨城県つくば市梅ヶ丘一五―七

登録番号	著作者の実名	登録年月日	公表年月日	著作物の種類	著作物の題号
第二三二、二三四号の二	Ｓｅｒｉｅｓ　ＲＩＴＡ	平成二十一年一月二十九日	平成二十年十一月三日	美術の著作物	ディオニソスの子供たち

右登録の原因

この著作物は、平成二十年十一月三日に房の輔の変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

今村大輔　福岡県福岡市東区松崎一丁目二四番四号

登録番号	著作者の実名	登録年月日	公表年月日	著作物の種類	著作物の題号
第二三二、二三四号の二	ディオニソスの子供たち	平成二十一年一月二十九日	平成二十年九月十五日	小説	小説

右登録の原因

この著作物は、平成二十年九月十五日に三浦麗の変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

黒川慶二郎　東京都杉並区下井草三丁目四〇番一三号Ｋ・Ｉビルディング三〇二

登録番号	著作者の実名	登録年月日	公表年月日	著作物の種類	著作物の題号
第二三二、二三五一号の二	マメマメ・ロック	平成二十一年一月二十九日	平成十八年八月十三日	絵画	絵画

右登録の原因

この著作物は、平成十八年八月十三日にオジゾーの変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。

髙橋伸弥　東京都世田谷区北沢五丁目九番一一号　内田コーポ三一号